

総合評価落札方式の評価項目

(平成27年4月)

企業及び配置予定技術者等の評価

施工能力評価型及び技術提案評価型(WTO対象案件を除く)における基本的な評価項目

| | 技術者評価 | | | | | 企業評価 | | | | | | | | | | | | | | 企業評価点合計 | 評価点合計 | 加算点合計 | |
|-----|-----------|------|------|------|----------|---------|------|------|-----------|-------|-------|---------|-----|----------|---------|-------|---------|-------|-------|---------|-------|-------|----|
| | 配置予定技術者評価 | | | | 技術者評価点合計 | 基本企業評価 | | | | | | その他企業評価 | | | | | | | | | | | |
| | C/D | 同種実績 | 工事成績 | 優良表彰 | | 施工実績等評価 | | | 地域精通度・社会性 | | | 小計 | BCD | 災害復旧支援体制 | 地域内営業拠点 | 鋼橋等工場 | AS舗装等体制 | 情報化施工 | 基幹技能者 | | | | 小計 |
| | | | | | | 同種実績 | 工事成績 | 工事表彰 | 近隣実績 | 災害表彰等 | 事故等評価 | | | | | | | | | | | | |
| 評価点 | 5 | 10 | 30 | 5 | 50 | 10 | 30 | 5 | 10 | 10 | -30 | 65 | (5) | (5) | (5) | (5) | (10) | (5) | (5) | 65 | 115 | | |

各工事の内容に応じて
評価項目を追加設定

注意事項

本評価項目は基本的な評価項目であり、試行により『上記評価項目に無い**評価項目の追加**』『上記評価項目の未設定』『上記評価点と異なる配点』等の事象が発生する場合があります。各工事における評価項目、評価基準、評価点につきましては、**各工事の入札説明書を確認して下さい。**

以後のページで記載する評価基準についても同様に基本的な評価基準であるため、各工事における評価基準を入札説明書において確認して下さい。

配置予定技術者の評価項目

技術者評価

| 評価の視点 | | 評価項目 | 評価点 | 評価の目的等 |
|-------|------------|------------|-----|--|
| 技術者評価 | 配置予定技術者の能力 | CPD(継続教育) | 5 | 継続教育により、常に最新の知識や技術を修得し、自己の能力の維持・向上を努めている者を評価する。 |
| | | 同種・類似の施工経験 | 10 | 直轄以外の施工経験(特殊法人・県・市町村等)及び工事成績(四国四県)を評価対象とする。 また、若手技術者等の主任(監理)技術者としての実績を有していない者でも評価される基準として、現場代理人での実績を主任(監理)技術者と同等評価する。 |
| | | 工事成績 | 30 | |
| | | 優良工事技術者表彰 | 5 | 過去の優良工事技術者表彰を有している者を評価する。 |
| | 合計 | | | 50 |

ポイント

施工経験及び工事成績において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者としての実績と同等評価する事により、若手技術者が参加しやすい評価環境としている。
また工事成績を重視することにより工事の品質確保を図る。

企業評価

| 評価の視点 | | 評価項目 | 評価点 | 評価の目的等 | |
|-------|----------------|-------------|-----------|--|-------------------------------|
| 企業評価 | 基本企業評価 | 企業の施工実績 | 同種工事の施工実績 | 10 | より同種性の高い(各工事と条件の近い)工事实績を評価する。 |
| | | | 工事成績 | 30 | 過去の工事成績を評価する事により品質を確保する。 |
| | | | 工事に係る表彰 | 5 | 過去の優良工事表彰を有している者を評価する。 |
| | | 小計 | | 45 | |
| | 地域精通度・災害支援・社会性 | 地理的条件(近隣実績) | 10 | 近隣地域の施工実績により、地域特性の理解度を評価する。 | |
| | | 災害支援に係る表彰等 | 10 | 地域防災力の向上を目的とし、直轄だけではなく、県、市町村の災害支援に係る表彰及び緊急復旧等の実績も評価する。 | |
| | | 事故及び不誠実な行為等 | -30~0 | | |
| | 小計 | | -30~20 | | |
| | 合計 | | -30~65 | | |

ポイント

工事成績を重視することにより工事の品質確保を図る。
また、地域防災力の向上に繋がる災害支援に係る表彰等を高く評価する。

その他企業評価の評価項目

その他企業評価

| 評価の視点 | | 評価項目 | 評価点 | 評価の目的等 | |
|-------|---------|---------------|-------------------|--|---|
| 企業評価 | その他企業評価 | 災害時の事業継続力の評価 | 5 | BCP認定や重機の保有状況の評価する事により、地域防災力の向上を図る。(事業継続力:一般土木C)、(復旧支援体制;維持修繕) | |
| | | 災害時の復旧支援体制の評価 | 5 | | |
| | | 地理的条件評価 | 地理的条件(営業拠点) | 5 | 地域の建設業の健全な育成を目的として、必要に応じて評価する。 |
| | | | 地理的条件(四国内製作工場の有無) | 5 | 円滑な工事資材の確保等を目的として、必要に応じて評価する。 |
| | | | As舗装、海上作業船団施工体制 | 10 | 専門分野での工事品質の確保に繋がる、施工体制を評価する。 |
| | | 情報化施工技術評価 | 情報化施工技術の活用 | 5 | 情報化施工技術の活用により生産性の向上や品質確保を図る。 |
| | | 登録基幹技能者評価 | 登録基幹技能者の活用 | 5 | 登録基幹技能者を配置することにより、現場での「品質」「安全」「工程管理」の向上に寄与する。 |
| | | 合計 | | | 0~20 |

ポイント

各工事案件の内容や地域特性を考慮して、評価項目を選択する。

総合評価落札方式の各評価項目について（解説）

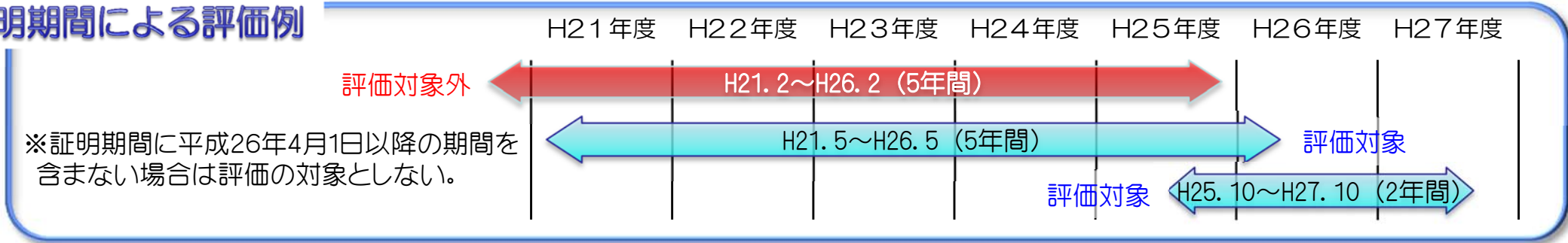
（平成27年4月）

※本解説は、四国地方整備局における総合評価落札方式の各評価項目に関する評価基準及びその注意点等について標準的な内容を取りまとめたものとなります。

① CPD

| | | |
|------------------------|--|----|
| 配置予定技術者の CPD(継続教育)等 | 建設系CPD協議会に所属している団体又は建築設備士関係団体CPD協議会のCPD等において、過去5年間で学習したユニット数が50ユニット以上の場合 | 5点 |
|------------------------|--|----|

証明期間による評価例



② 同種工事の施工経験

| 平成12年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験 | | 直轄 | 旧公団等 | 他省庁・都道府県 ・政令指定都市 | 市町村 |
|---|-------------|----|------|---------------------|-----|
| 主任(監理)技術者又は現場代理人 | より同種性の高い工事 | 10 | 7 | 5 | 3 |
| | 同種性が認められる工事 | 7 | 5 | 3 | 1 |
| 担当技術者 | より同種性の高い工事 | 7 | 5 | 3 | 1 |
| | 同種性が認められる工事 | 5 | 3 | 1 | - |

注意事項

- ※ 現場代理人として経験した実績は、主任(監理)技術者として経験した実績と同等に評価します。
- ※ 直轄工事を申請する場合、**工事成績通知書の提出が必要(65点以上の実績に限る。)**となります。(無い場合は競争参加資格を認めません。)
- ※ 入札説明書に記載の同種性が理解しにくい場合は、発注事務所にお問合せ下さい。**ただし、同種性及びより同種性を個別案件が満たすかどうかについては、問合せ頂いても回答できません。**
- ※ 現場での従事期間が主任(監理)技術者に求められる専任期間(専任を要しない工事については工期)の半分以上に従事した実績でなければ評価の対象となりません。
- ※ 専任義務期間が工期と異なる場合は、**専任義務期間を証明する書類(工程表等)**の提出が必要です。

③同種工事の工事成績評価通知による評定点

| 平成19年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の工事成績評価通知による評定点 | | 80点以上 | 80点未満 78点以上 | 78点未満 76点以上 | 76点未満 74点以上 | 74点未満 72点以上 | 72点未満 70点以上 |
|---|-------------|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 直轄発注工事において主任(監理)技術者又は現場代理人 | より同種性の高い工事 | 30 | 25 | 20 | 15 | 10 | 5 |
| | 同種性が認められる工事 | 20 | 15 | 10 | 5 | - | - |
| 直轄発注工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任(監理)技術者等 | より同種性の高い工事 | 20 | 15 | 10 | 5 | - | - |
| | 同種性が認められる工事 | 10 | 5 | - | - | - | - |

注意事項

- ※ 現場代理人として経験した実績は、主任(監理)技術者として経験した実績と同等に評価します。
- ※ 四国四県の発注工事を申請する場合にも、**工事成績通知書の提出が必要**となります。(無い場合は評価の対象といたしません。)
- ※ 入札説明書に記載の同種性が理解しにくい場合は、発注事務所にお問合せ下さい。**ただし、同種性及びより同種性を個別案件が満たすかどうかについては、問合せ頂いても回答できません。**
- ※ 現場での従事期間が主任(監理)技術者に求められる専任期間(専任を要しない工事については工期)の半分以上に従事した実績でなければ評価の対象となりません。

④優良技術者表彰の実績

| | | |
|---------------------|-----------------------------------|----|
| 平成23年度以降の優良技術者表彰の有無 | 四国地方整備局長表彰の実績有り | 5点 |
| | 四国地方整備局管内の事務所長(営繕部保全指導・監督室長を含む)表彰 | 3点 |

注意事項

- ※ 工種によって全国各地方整備局長及び各事務所長を評価の対象とする案件がありますので、各工事の入札説明書により確認して下さい。
- ※ 技術者表彰を申請する場合は申請様式-3-1(技術者の申請様式)にあります優良技術者表彰の有無の欄に、必ず『有』と記載をお願い致します。

⑤同種工事の施工実績

| | | |
|--------------------|-------------|-----|
| 平成12年度以降の同種工事の施工実績 | より同種性の高い工事 | 10点 |
| | 同種性が認められる工事 | 0点 |

注意事項

- ※ 直轄工事を申請する場合、**工事成績通知書の提出が必要(65点以上の実績に限る。)**となります。(無い場合は競争参加資格を認めません。)
- ※ 入札説明書に記載の同種性が理解しにくい場合は、発注事務所にお問合せ下さい。**ただし、同種性及びより同種性を個別案件が満たすかどうかについては、問合せ頂いても回答できません。**

⑥工事成績

| | | |
|----------------------------|------------|-----|
| 過去2年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点 | 80点以上 | 30点 |
| | 80点未満78点以上 | 25点 |
| | 78点未満76点以上 | 20点 |
| | 76点未満74点以上 | 15点 |
| | 74点未満72点以上 | 10点 |
| | 72点未満70点以上 | 5点 |
| | 70点未満 | 0点 |

注意事項

- ※ 四国地方整備局発注工事(港湾空港部を除く)の過去2年度間の工事成績評定点の平均点により評価します。
- ※ 工事の工種・等級により評価対象年度が4年度間となる案件があります、各工事の評価対象期間は各工事の入札説明書により確認して下さい。
- ※ 対象期間に実績が無い場合は、70点未満の0点として扱います。

⑦工事表彰

| | | |
|--------------------|--|----|
| 平成25年度以降の表彰(工事に限る) | 四国地方整備局長表彰の実績有り | 5点 |
| | 四国地方整備局管内の事務所長(営繕部保全指導・監督室長を含む)表彰の実績有り | 3点 |
| | 四国四県の知事、土木部長又は県土整備部長の表彰の実績有り | 2点 |

注意事項

- ※ 優良下請企業表彰も評価の対象となります。
- ※ 工事に関わる表彰が評価の対象となります。なお、災害に関連した表彰、地域貢献に関連した表彰は、本評価項目においては評価対象外となります。

⑧近隣地域での施工実績

| 平成12年度以降の近隣地域での同種工事の施工実績 | | 直轄 | 他省庁・旧公団等 都道府県 ・政令指定都市 | 市町村 |
|--------------------------|------|----|-----------------------------|-----|
| 同種工事 | 地域内 | 10 | 5 | 3 |
| | 〇〇県内 | 5 | 3 | 1 |
| 同種工事以外 | 地域内 | 5 | 3 | 1 |
| | 〇〇県内 | 3 | 1 | - |

注意事項

- ※ 直轄工事を申請する場合、工事成績通知書の提出が必要(65点以上の実績に限る。)となります。
- ※ 評価対象とする地域については各工事の入札説明書により確認して下さい。
- ※ 直轄工事において、工事成績評定点が65点未満の工事は評価対象外とします。

⑨災害表彰等

| 評価項目 | | 配点 | 評価点 | | |
|---------------------------------------|-----------------|---------------------------------|-----|----|-----|
| 平成24年度以降の表彰(災害支援に限る)又は災害時における緊急復旧等の実績 | 災害支援に係る表彰 | 国土交通大臣又は四国地方整備局長からの表彰状、感謝状の実績有り | 5 | 5点 | 10点 |
| | | 四国地方整備局管内の事務所長からの表彰状、感謝状の実績有り | 3 | | |
| | | 四国四県の知事からの表彰状、感謝状の実績有り | 2 | | |
| | | 四国内の市町村からの表彰状、感謝状の実績有り | 1 | | |
| | 災害時における緊急復旧等の実績 | 四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績有り | 5 | 5点 | |
| | | 四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績有り | 3 | | |
| | | 四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績有り | 1 | | |

注意事項

【表彰】

- ※ 表彰については、あくまで災害支援に関する表彰を評価の対象としており、災害に関連しない活動に対する表彰については、評価の対象としません。
- ※ 災害支援に関する表彰を申請する場合は、四国地方整備局又は管内事務所と災害協定を締結している事が確認できる資料の提出が必要となります。(協定締結の写し、協定を締結している団体に所属している事が確認できる資料等)

【実績】

- ※ 災害時の緊急復旧等の実績を申請する場合は以下の資料①～③を全て提出する必要があります
 ①指示書(指示票) ②契約が確認できる資料 ③災害内容・復旧内容が確認できる資料。
- ※ 現地で復旧作業を要しない実績(待機・予防対策・交通整理・現地派遣のみ等)については評価の対象としません。
- ※ 災害復旧工事と判断できる実績については評価の対象としません。

⑩災害時の事業継続力

| | | |
|--------------|--------------------|----|
| 災害時の事業継続力の評価 | 四国建設業BCP等審査会の認定書有り | 5点 |
|--------------|--------------------|----|

注意事項

- ※ 四国建設業BCP等審査会の認定を評価対象としており、その他のBCP等審査会の認定については評価の対象としておりません。
- ※ 技術資料の提出期限後であっても、開札日までの間に認定の取り消しを受けた場合は評価の対象としておりません。

⑪地域内での営業拠点、製作工場

| 評価項目 | | 配点 | 評価点 |
|---------------|-----------------|----|-----|
| 地域内の営業拠点の有無 | 地域内に本店有り | 5 | 5点 |
| | 地域内に支店又は営業所有り | 3 | |
| 四国内に〇〇製作工場の有無 | 四国内に自社の〇〇製作工場有り | 5 | 5点 |

注意事項

【営業拠点】

- ※ 評価対象とする地域については各工事の入札説明書において確認して下さい。
- ※ 営業拠点とは、各工事の参加資格として求めている建設業の許可を有する本店、支店又は営業所となります。

【製作工場】

- ※ 評価項目に該当する製作工場がある場合は、確認できる資料の提出が必要となります。

⑫As舗装施工体制の評価

| 評価項目 | 評価基準 | 評価 | 評価点 |
|----------------|---|-----|-----|
| 施工体制 | 直営又は連結子会社による施工体制である | ○/× | 10点 |
| 配置予定技術者の資格 | 1級舗装施工管理技術者の資格有り | ○/× | |
| 元請従事技術者の資格と人数 | 配置予定技術者を除き、土木施工管理技士等の資格を有する技術者が1名以上、当該工事に従事 | ○/× | |
| 本工事に使用するAsプラント | 自社又は他社との共同所有プラント | ○/× | |

注意事項

- ※ 各評価基準を満たした数により評価点を与える(評価点については各工事の入札説明書により確認して下さい。)
- ※ 配置予定技術者の資格については、申請した技術者全員が資格を有している場合のみ評価します。(申請する場合は1級舗装施工管理技術者証の写しを提出する必要があります。)
- ※ 元請従事技術者には配置予定技術者は含みません。

⑬情報化施工

| | | |
|------------|--|----|
| 情報化施工技術の活用 | TSによる出来形管理技術(土工)、TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理技術、MC(モータグレーダ)技術、MC・MG(ブルドーザ)技術、MG(バックホウ)技術又はTSによる出来形管理技術(舗装工)を活用する。 | 5点 |
|------------|--|----|

注意事項

- ※ 機器が自社保有であれば、使用実績(完成又は施工中の工事1件)若しくは購入が確認できる資料(機器本体に限る。)を、リースであれば、リース会社との仮契約若しくは、契約しようとするリース会社の当該機器保有が確認できる資料(機器本体に限る。)の提出が必要となります。
- ※ 評価対象とする情報化施工技術は工事内容により異なるので、各工事の入札説明書により確認して下さい。

⑭登録基幹技能者の活用

| | 登録基幹技能者の種類 | 従事する工種 | 評価点 |
|------------|------------|-------------|-----|
| 登録基幹技能者の活用 | 登録〇〇基幹技能者 | 「〇〇工」、「〇〇工」 | 5点 |
| | 登録〇〇基幹技能者 | 「〇〇工」、「〇〇工」 | |

注意事項

- ※ 配置予定技術者については評価対象外です。
- ※ 従事する工種が複数ある場合は、いずれかの工種の施工期間に従事すればよい。
- ※ 申請した登録基幹技能者の種類又は、従事工種(評価基準となる工種に限る。)を変更する場合は、発注者の承諾を得る必要があります。

⑮災害時の復旧支援体制

| | | |
|------------|-------------------------------|----|
| 災害時の復旧支援体制 | 四国建設業BCP等審査会の認定証有りまたは災害用重機を保有 | 5点 |
|------------|-------------------------------|----|

注意事項

- ※ 四国建設業BCP等審査会の認定を評価対象としており、その他のBCP等審査会の認定については評価の対象としておりません
- ※ 災害用重機とはブルドーザー、バックホウ、クローラローダ、ホイールローダ、トラッククレーン、クローラクレーンであり、自社保有している場合に評価します。なお、「特定自主検査記録」の写し又は「機器売買契約書」の写しにより確認しますので、写しの提出が必要です。

- ・より具体的な着目点を設定する事により、技術提案書の作成および分析・評価に係る競争参加者及び発注者双方の負担軽減に繋がるとともに、オーバースペック提案の低減に寄与する。
- ・技術提案は、着目点に対する**適切性・具体性及び履行の実現性**により評価を行うものであり、**過度なコストを要するもの並びに多くの工法や対策等を記載したもの**を優位に評価するものではない。

各着目点(着目点は5つまで設定)に記載する内容…2つ又は3つまでの実施方法を記載可

着目点に対して、**適切**な工法や対策、使用材料を等の実施方法を記載。
※複数、記載してはならない。

実績が無い場合は技術的根拠(NETIS、他社実績、論文など)及び本工事において実現可能とした根拠について簡潔に記載する。

概算工事費については加點評価の対象としない。

| 着目点① | 〇〇における〇〇対策 |
|-----------------------------------|---|
| 技術提案 実施方法① | <工法等> ●●●工法 <実施内容> (本工事の特性及び現場条件等を踏まえて、●●●工法の 具体的な実施内容 について要点を簡潔に記載) |
| | 実績及び結果 (提案した実施方法の 施工実績等とその結果 を簡潔に記載) |
| 技術提案 実施方法② | <工法等> □□材の利用 <実施内容> (本工事の特性及び現場条件等を踏まえて、□□材の利用の 具体的な実施内容 について要点を簡潔に記載) |
| | 実績及び結果 (提案した実施方法の 施工実績等とその結果 を簡潔に記載) |
| 概算工事費(総額、単位百万円) 標準: 提案: | |

求める内容をより明確にするために、より具体的な着目点を設定する。
(発注者で設定)

本工事の特性及び現場条件等を踏まえて、記載した工法や対策、使用材料などの提案理由と**具体的な**実施方法の内容を記載する。

総合評価における各評価において、様式及び添付書類の不備が多く見受けられます。

資料に不備があった場合は、公平性の観点から、「競争参加資格を認めない」「評価点を与えない」等の対応を致します。

申請書及び添付書類については、本来の各企業の能力において競争が行われるように、入札説明書及び様式の注意事項をよく確認し、申請して下さい。

不備が多い事例

配置予定技術者の資格の写し未提出
監理技術者講習修了証の期限切れ

参加資格無し

1年以上前に発行されたCPD単位取得証明書

同項目加点無し

技術者実績において従事期間が不明確

同項目加点無し

申請書に会社名、技術者名の記載漏れ

参加資格無し

災害表彰申請時に災害協定締結が確認できる資料不足

同項目加点無し

緊急復旧等の実績において「①指示②契約③災害内容・作業内容」3つのいずれかが確認できない資料

同項目加点無し

四国建設業BCP等審査会以外の審査会におけるBCP認定書

同項目加点無し